

ともに学ぼう！からだの権利 ～包括的性教育は未来をひらく～

堀川 修平

HORIKAWA SHUHEI

性教協幹事 埼玉大学特別研究員

はじめに

2023 年夏期セミナーのテーマは、「ともに学ぼう！からだの権利～包括的性教育は未来をひらく～」というテーマとなりました。性教協が重要視してきた、「人間の性」は、政治、経済、文化、歴史などと切り離すことはできません。こんにち、人びとの格差はいつそう広がり、社会の分断と対立が激化し、暴力的な傾向は強まっています。歴史を見れば分かるように、戦争をはじめとした暴力的な環境下では組織的な性暴力が日常化し、子ども、女性、性的マイノリティ、民族的マイノリティ、障害者をはじめとしたさまざまな人びとの尊厳が奪われてきました。一方で、ジェンダー不平等の固定化や、社会秩序の維持、排外的な愛国心の鼓舞などに、性は利用されてきました。

包括的性教育は、人権と多様性の尊重に立脚し、すべての人の性の権利を保障し、幸せにつながる行動選択の力を育むものです。テーマにあるように、平和と民主主義と人権が脅かされている今であればなおさらに、包括的性教育を広げることは未来をひらくことにつながります。

本基調報告では、包括的性教育と深い関係にある「からだの権利」とは何かをおさえたうえで、「からだの権利」と教育をめぐる国内状況を整理します。そして、未来をひらく包括的性教育を実現していくために、すべての人が大切にされているかという観点でわたしたちの活動の展望を共有したいと思います。

1. 「からだの権利」とは？

そもそも、「からだの権利」とは、どのような権利でしょうか。『季刊セクシュアリティ』でも 107 号で「SRHR は『からだの権利』」を特集として取り上げました。

SRHR とは、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖の健康／権利）と呼ばれるものです。『からだの権利教育入門幼児・学童編——生命の安全教育の課題を踏まえて』（浅井春夫・

艮香織編著、子どもの未来社、2022）には、『改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイダンス』のキーコンセプト4「暴力と安全確保」において「からだの権利」が触れられており、具体的に6つの柱で成り立つとあります。

- 1 からだのそれぞれの器官・パーツの名前や機能について十分に学ぶことができる
- 2 誰もが自分のからだのどこを、どのように触れるかを決めることができる
- 3 親・おとなによる虐待や搾取、性的虐待や性的搾取から守られます
- 4 からだが清潔に保たれて、ケガや病気になったときには治療を受けることができる
- 5 ところとからだに不安や心配があるときには、相談できるところがあり、できる
- 6 5までのことが実現できないときは、「やってください」「やめてください」と、主張することができる⁽¹⁾

これらの6つの柱の説明に加えて、「自らの感覚を通して、からだの気持ちよさについて、からだのどの部分が特に気持ちいのかについて体感することも、自分のからだを知るとても大切なこと」であり、「気持ちよさを知っていることは、気持ち悪さを判断する基本的な条件となり」「ポジティブにからだを捉えること」にもなるのだと指摘しています。

『『からだを大切にする』ためには、『からだの権利』について学び、権利を主張できる力が必要』というのは、私たちが今回の夏期セミナーも含めて「からだの権利」について学ぶ／教える時に、忘れたくありません⁽²⁾。

この「からだの権利」について理解する際に、併せておさえたいのは、「健康」とは何を指すのかということです。

性の健康とは、セクシュアリティに関する身体的、情緒的、精神的、社会的に良好な状態（ウェルビーイング）にあることであり、単に疾患、機能不全又は虚弱でないというばかりではない。性の健康には、セクシュアリティや性的関係に対する肯定かつ敬意あるアプローチと同時に、強要・差別・暴力を被ることなく、楽しく、安全な性的経験を可能もつことが求められる⁽³⁾。

(1) 浅井春夫・艮香織編著『からだの権利教育入門 幼児・学童編——生命の安全教育の課題を踏まえて』子どもの未来社、2022、9-11 頁。なお、書籍で3項目は、「からだは自分だけの器官であり、誰かが勝手にさわるとは許されない」となっていますが、2023年5月の「性の基礎講座」にて著者の浅井さんは、保護される主体としてのからだの権利を述べることを重要視する旨で、「親・おとなによる虐待や搾取、性的虐待や性的搾取から守られます」と記述を修正されました。

(2) 同上書。

(3) WAS「性の権利宣言」（2014年改訂版）を参照してください。

例えば、「性の権利宣言」においては、健康とは「単に病気、機能障害、虚弱ではない状態」を意味するだけではないと指摘されています。忘れてしまいがちではありますが、「健康」とは、身体、感情、精神、社会的な幸福が保たれている状態であり、それはすなわち、性に関わる人権侵害＝差別がなされていない状態であるといえるでしょう⁽⁴⁾。

それでは、このような「健康」に関する概念は、日本国内ではどのように受けとめられているのでしょうか。国内に目を向けると「健康増進法」（2002年公布、2003年施行）と、「健康」を冠した法律があります。ここでは「国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない」という「責務」として健康が認識されている状況です。「健康」の捉え方も病気ではないという、非常に狭い捉え方をしており、あくまでも「個人の責任」として切り捨てようとする姿勢が見て取れるでしょう。

以上のことをふまえて日本における教育との関係性に着目しながら、近年「からだの権利」をめぐるどのような社会状況となっているのか整理してみます。

2. 「生命（いのち）の安全教育」、始まるが…

「生命の安全教育」に関しては、これまで性教協でも繰り返しその問題性を検討してきました。昨年の夏期セミナー理論講座『「生命（いのち）の安全教育」をのりこえて～『性と人権』・『暴力と安全の確保』に関わる教育プログラムを考える～』や、第37回理論と実践講座、会員会報、季刊セクシュアリティにおいても繰り返し取り扱われてきています。

「生命の安全教育」が包括的性教育と呼べるのかは非常に疑問です。それは、文科省による教材・手引きをみると、その内容が、性犯罪・性暴力の防止を目的の基軸においており、「性の権利」の保障でなく、あくまでも防犯対策として認識されていること。生命の尊さの賛美といった性道德教育や、教材においてネガティブな表現を積極的に用いる脅しの性教育のような旧態依然とした方法論をとっている問題があげられるためです。

そもそも、「性教育」という名前を避けたことに、文科省や現在の政府ならびに政権与党である自由民主党の立場性が見て取れます。2000年代の性教育バッシングを積極的に牽引した政党が進める「生命の安全教育」は、自由民主党の総合政策集である『J-ファイル』をみると「性教育」ではないのは明らかなのです。このJ-ファイルは、選挙時期が近づくと更新されておりますが、その2022年版には、次のような記述が書かれています。

(4) からだの権利が国際的な条約などでどのように意識されているのかについては、『季刊セクシュアリティ』107号に詳しく掲載されています。

722 わが国を愛する心を養う教育と体験活動などの推進

国旗・国歌を尊重し、わが国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。不適切な性教育やジェンダーフリー教育、自虐史観偏向教育は行わせません。〔後略〕

731 真に教育基本法・学習指導要領に適った教科書の作成

「教育基本法」が改正され、学習指導要領が改訂された後も、自虐史観に立つなど、偏向した記述の教科書が存在したことから、安倍政権において、教科書検定基準を改正しました。〔後略〕

この2つの記述は、これまで版を重ねても削除されることなく、繰り返し明示されてきたことから、自民党にとってこだわりのある内容であることが推測されます。そして、これらの内容が、日本会議の以下の文章とも重なっていることを指摘しておきます。

いじめや自殺、非行の増加や援助交際といわれる性道德の乱れなど、いま学校教育は崩壊の危機に直面しています。また家庭秩序の混乱や物欲主義の社会風潮、低俗な風俗の流行など、青少年をとりまくこれらの精神的、物理的な社会環境の悪化は、教育荒廃を助長する大きな原因ともなっています。健全な教育環境の創造は、私たち一人ひとりの務めでもあるのです。特に行きすぎた権利偏重の教育、わが国の歴史を悪しざまに断罪する自虐的な歴史教育、ジェンダーフリー教育の横行は、次代をになう子供達のみずみずしい感性をマヒさせ、国への誇りや責任感を奪っています⁽⁵⁾。

「行きすぎた権利偏重」という言葉は、包括的性教育や私たち性教協の4つの柱「科学・人権・自立・共生」とは相いれないものです。そして、「不適切な性教育やジェンダーフリー教育」は行わせないという自民党の主張に沿って考えれば、現在行われている「生命の安全教育」は、性教育ではないか、はたまた、自民党が考える「適切な性教育」であると考察できます。

それでは、自民党の考える「適切な性教育」とは何でしょうか。その1つとして考えられるのが「純潔教育」（「結婚まで禁欲のみ教育」）でしょう。ここでいう純潔教育の特徴とは、①恐怖による誘導と洗脳、②嘘も含めた情報の一面的協調、③無知の放置、④トラブルを起こした場合の救済の課題は無視するということです⁽⁶⁾。

純潔教育を是としていることは、同じく自民党の支持団体である旧統一協会が1990年代以降すでに「(新)純潔教育」を推進していたことから明らかです⁽⁷⁾。この旧統一協会に支持されている政治家の

(5) 日本会議 HP「日本会議が目指すもの」<https://www.nipponkaigi.org/about/mokuteki>。最終アクセス日：2023年4月20日。

(6) 浅井春夫「子どもと性 序論」浅井春夫編著『子どもと性』日本図書センター、2007年、3-19頁。

(7) 浅井春夫編著『時代と子どものニーズに応える性教育—統一協会の「新純潔教育」総批判』1993、あゆみ出版。

一人である、性教育バッシングを牽引してきた山谷えり子参議院議員は、中京テレビ制作『ニッポンの性教育——セックスをどこまで教えるか』(2013年放送)のインタビューで次のように回答しています。「みなさんは、いのちの教育とおっしゃられますよね。まあ、私は家族を壊すんじゃないかと思っています」、「年齢にふさわしい…〔インタビュアー:年齢に相応しいという、何を基準にしたらよろしいでしょう?〕あのお…本当は結婚してからだとおもいますね」。この発言からも、かれらが推進したい「性教育」の内容は明らかでしょう⁽⁸⁾。

このような純潔教育と、私たちの進めてきた包括的性教育とは、次の図表のように比較してとらえることができます。

表 アメリカにおける性に関する教育内容や主張の対比

「結婚まで禁欲のみ」教育の特徴	包括的性教育の特徴
多くの場合、結婚前の禁欲と、婚前の性行為のネガティブな結果という限定的な内容を取り上げる	人間形成(発達)、対人関係、性的健康など、性に関するさまざまなトピックを取り上げる
若者の性行動をコントロールするために、恐怖や恥に頼ることが多い	セクシュアリティと性行為に関する前向きなメッセージを提供しながら、禁欲の利点も説く
避妊について、失敗率の観点からのみ説明し、避妊の失敗率を誇張することが多い	コンドームや避妊法を一貫して使用することは、意図しない妊娠や性感染症のリスクを大幅に減らすことができると教える
中絶、セルフプレジャー、性的指向に関する話題を省略したり、バイアスを含む情報である	中絶、セルフプレジャー、性的指向に関する正確で事実に基づいた情報である
意図しない妊娠に直面したティーンエイジャーにとって、養子縁組だけが唯一、道徳的に正しく、成熟した決断であると教える	意図しない妊娠に直面した女性には、妊娠を継続させて赤ちゃんを育てること、妊娠を継続させて赤ちゃんを養子に出すこと、中絶することといった選択肢があることを教える
特定の宗教的価値観を推進することが多い	宗教的な価値観は、個人の性行動に関する決断に重要な役割を果たす場合があることを教える

Advocates for Youth SIECUS, "Toward a Sexually Healthy America: Roadblocks Imposed by the Federal Government's Abstinence-Only-Until-Marriage Education Program," 2001 より一部引用。堀川訳

「生命の安全教育」の内容や、それを推し進めている政権与党の方針をふまえて分かる通り、自由民主党が与党第1党であり続ける限り、「生命の安全教育」の名の下で「純潔教育」が展開されることはあっても、包括的性教育が推し進められることはないでしょう。

ただし、「生命の安全教育」という教育制度的基盤、枠組みを用いながら、私たちの手でその内容を創

(8) これらの考察に関する詳細は、堀川修平『「日本に性教育はなかった」と言う前に——ブームとバッシングのあいだで考える』柏書房、2023。をご覧ください。

意工夫し、刷新していくことは、私たちのこれまでの実践・研究成果からも可能なはず。そのことは「ここから裁判」の判例が後押ししてくれています。

3. 「七生養護学校性教育事件」から 20 年——「歴史」を実践に活かす

(1) 「ここから裁判」の判決の重要性

性教育実践者にとって、非常に苦々しく悔しい出来事の一つが、2003 年 7 月に起こった都立七生養護学校に対する「視察」という名の性教育実践への介入（ここでは「七生養護学校性教育事件」と表します）でした。

『季刊セクシュアリティ』の 111 号は、「バッシングに抗して 30 年、性教育の未来をひらく」という特集で、1990 年代からの旧統一協会によるバッシング、00 年代の七生養護学校性教育事件を皮切りとして全国に広がった性教育バッシング、2010 年代の足立区立中学での性教育へのバッシングに着目して、その記憶と記録を残すということが主軸におかれました。

「七生養護学校性教育事件」と『「ここからからだの学習」裁判』（通称「ここから裁判」）の歴史的意義は、教育実践者、教育学者、ジェンダー・セクシュアリティ研究者はもちろんのこと、残念なことに性教育実践者からもあまり理解されていません。この事件が起こったことは知っていても「顛末」については知らないという方も少なくないのです。

そこで、歴史的意義の中でも、特に性教育実践を進める上で重要な点をおさえます。

まず、地裁判決において「創意工夫による性教育実践の開発」を後押ししているということです。

性教育は、教授法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら、実践実例が蓄積されて教授法が発展していくという面があり、教育内容の適否を短期間のうちに判定するのは、容易ではない。しかも、いったん、性教育の内容が不適切であるとして教員に対する制裁的取扱いがされれば、それらの教員を委縮させ、創意工夫による教育実践の開発がされなくなり、性教育の発展が阻害されることにもなりかねない⁽⁹⁾。

1970 年代以降、日本において、日本性教育協会（JASE）や私たち性教協が科学的知識かつ人権保障を基盤においた性教育を展開してきました⁽¹⁰⁾。しかし、そのような実践を積み重ねていく基盤が未だ十分に整えられていないのだと地裁判決は指摘しています。であるからこそ、私たち自身が、自分自身の実践に自信をもって、創意工夫しながら実践開発していくことの重要性を示しているのだと考

(9) 「平成 17 年（ワ）第 9325 号、同第 22422 号損害賠償等請求事件」判決要旨より

(10) 堀川修平『気づく 立ちあがる 育てる——日本の性教育史におけるクィアペダゴジー』エイデル研究所、2022。

察できます。

そしてもう1点重要なのが、高裁判決で「発達段階に応じて」創意工夫を積極的に行うことを明確にしているということでしょう。

本件の中心的な争点の一つとして、「発達段階に応じた性教育」ということを挙げることができる。[中略] 知的障害を有する児童・生徒は、肉体的には健常な児童・生徒と変わらないのに、理解力、判断力、想像力、表現力、適応力等が十分備わっていないがゆえに、また、性の被害者あるいは加害者になりやすいことから、むしろ、より早期に、より平易に、より具体的（視覚的）に、より明瞭に、より端的に、より誇張して、繰り返し教えるということなどが「発達段階に応じた」教育であるという考え方も、十分に成り立ち得るものと考えられ、これが明確に誤りであるという根拠は、学習指導要領等の中には見いだせないし、その他の証拠によっても、そのように断定することはできない⁽¹¹⁾。

(2) 「はだめ規定」の維持と、繰り返される「発達段階」を盾にした「言い訳」

「発達段階」は、これまで繰り返し性教育実践を「しないこと」の言い訳としてよく使われてきました。2022年10月26日に開かれた第210回国会文部科学委員会第2号では、立憲民主党の菊田真紀子議員が、永岡桂子文科大臣に「はだめ規定」を撤廃するか尋ねた際、次のように永岡文科相は答えています。

永岡 [前略] 学校における性に関する指導の実施につきましては、児童生徒の発達段階を十分踏まえつつ、学校全体で共通理解を図ることや、保護者の理解を得ること、そして、集団で一律に指導する内容と、個々の児童生徒の課題等に応じて個別に指導する内容と区別をすることなどに留意をすることとしておりまして、地域、学校の実情に応じた指導に取り組んできたところでございます。

菊田 歯止め規定を撤廃していただけますか、いただけませんか。

永岡 撤廃することは考えておりません⁽¹²⁾。

以上を見ても、いわゆる「寝た子を起こすな」という言説と「発達段階」を言い訳にした包括的性教育への抑圧は深く関連していることが分かります。しかし繰り返しになりますが、高裁判決では、「むしろ、

(11) 「平成21年（ネ）第2622号各損害賠償等請求控訴事件」判決より

(12) 衆議院HP「第210回国会 文部科学委員会 第2号（令和4年10月26日（水曜日））」会議録より。
https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009621020221026002.htm。最終アクセス日：2023年7月1日。

より早期に、より平易に、より具体的（視覚的）に、より明瞭に、より端的に、より誇張して、繰り返し教えるということなどが『発達段階に応じた』教育である」と、性教育実践をしていくことを支持しているのです。

改めてこの「創意工夫」と「発達段階」に関する2点を理解しておくことが、性教育を進めていくこと、そして、次に来るバッシングに対抗するためにも重要ではないでしょうか。

(3) 国内外に伝えて／広めていきたい、私たちの性教育実践の蓄積！

『季刊セクシュアリティ』の歴史を紐解いてみても分かる通り、この数年は、性教協としても、特に日本の性教育の歴史を振り返るということを主眼においた取り組みがなされてきています。性教協設立40周年、また、バッシングから30年。「ここから裁判」の勝訴から10年。私たちの活動には、山あり谷あり、さまざまな歴史があります。そのような活動の中でその時代の子どものニーズにそって創造された性教育実践があったことは、110号「人間と性」教育研究協議会「全国夏期セミナー」のあゆみ——模擬授業・分科会等の内容の変遷に着目して」にまとめられています。

私たちは過去に学び、その経験を未来に活かすことができる生き物ですから、実践の蓄積のある性教協だからこそ、すでに積み重ねられてきた成果と課題から学び、より質の高い性教育実践に練り直していくことが可能であるはずです。

4. 「LGBT 理解増進法案」の成立

(1) 私たちによる2度の「声明」

2023年6月23日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下では、通称である「LGBT 理解増進法」と記述）が公布・施行されました。この法案の成立にあたって、性教協では2度、声明を出しています。

〔前略〕私たち性教協は、国会議員、地方議会議員による性的マイノリティへの差別発言の問題性をこれまで繰り返し指摘してきましたが、今回の差別発言を「許容」してしまうことを断固として認めないためにも、本法案に、人権意識に基づいた差別行動の様態の定義とともに、「差別の禁止」を明記する必要があります。加えて、生涯にわたる教育による発達の重要性を問うてきた私たちは、人権としての性を、差別発言に関わった当該議員はもちろん、かれらの差別性に気付けなかった周りの人びとも含め積極的に学ぶことを強く求めます。立法に関わる国会議員こそ、襟を正してください。

〔中略〕私たち性教協は、さまざまな性を生きる一人ひとりが自己の性について学び、他者の性につい

て学ぶといった性の学習権、つまり包括的な性教育を受ける権利（性の健康世界学会「性の権利宣言」2014年）が保障されることを求めています。私たちが追求する性教育は、「多様性は、セクシュアリティの基本である」（ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」2009年）という子どもおよびおとなを含む私たちの現実を前提に、個人の決定を尊重し、平等で豊かな関係を育み、暴力や差別のない社会を実現するものであることを、ここで改めて確認します。

法案をより良い形にして成立させることを望むと同時に、私たちは「理解増進」をこえて、あらゆる性差別のない社会を実現させるための性教育を共につくっていくことを表明するものです。

2021年6月2日

一般社団法人「人間と性」教育研究協議会幹事会

今から2年前に、私たちは「今こそ『理解増進』の先をいく性教育を～『LGBT理解増進法案』の国会への提出見送りの情勢のもとで～」という声明をまず出しました。

この時の法案は、超党派で合意されたはずだったのですが、自由民主党の保守派の異論によって提出が見送りとなりました。そもそも、当初のLGBT法案は自由民主党が2016年に法案概要をまとめており、自民、公明、立憲、国民民主、共産、維新、社民の各党が、法律の目的と基本理念に「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下」と加えることなどで修正合意し、全会一致で成立をめざすとしていたものです。

この法案提出見送りから2年が経過した2023年2月、事態は大きく動き出します。

2023年2月3日に、荒井勝喜首相秘書官（当時）が、性的マイノリティについて「（同性婚制度の導入について）社会が変わる。社会に与える影響が大きい。／マイナスだ。秘書官室もみんな反対する／見るのも嫌だ／同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる」などと発言したことが報じられます⁽¹³⁾。

この発言に対し岸田首相は、「岸田政権は持続可能で多様性を認め合う包摂的な社会を目指す」と申し上げてきた。荒井秘書官の発言はこの政府、政権の方針とは全く相いれないものであり、言語道断だ。厳しく対応せざるを得ない」として、荒井元首相秘書官を異例の速さで更迭しました。

そもそも、この荒井発言の前提に、2023年2月1日にひらかれた衆議院予算委員会で、岸田首相本人が「（同性婚の法制化は）極めて慎重に検討すべき課題だ。こうした制度を改正することになると、日本の国民すべてが大きな関わりをもつことになる。社会が変わっていく問題でもある。すべての国民にとっても家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」と述べたことがあったことを考えると、荒井氏は岸田首相に呼応する形で発言したに過ぎないとも考えられます。

いずれにせよ、この発言を重く見た政府や与党は、「LGBT理解増進法」を成立させることで、国内

(13) 毎日新聞「首相秘書官、性的少数者や同性婚巡り差別発言」2023年2月3日記事。

外に「持続可能で多様性を認め合う包摂的な社会を目指す」ポーズを示そうと動き出したのです。それらの動きに対して、性教協は「『社会が変わる』ための包括的性教育をともに進めましょう。」(2023年2月21日)という声明を再び出し、「差別のない対等かつ平等な社会を希求します。あらゆる人びとが排除・抑圧されない社会を目指すために、志をともにする皆さんと連帯していきたいと考えます」と表明しました。

(2)「理解増進法」の問題点

この法案には、議論の当初から多数の問題が指摘されていました。性の多様性に関わる社会問題を真摯に追っている松岡宗嗣さんは、「理解増進」だけでは問題な理由として、①差別的取り扱いの被害の解決につながらないこと、②理解増進が言い訳に使われる可能性があること、③自治体の条例整備を後退させる可能性があること、④G7の首脳宣言に反することの4点を、2月末の段階で指摘していました⁽¹⁴⁾。

いずれも重要な指摘です。そもそも、この法案が、「差別禁止法」ではなく、「理解増進法」という名称に落ち着いてしまったことの奇妙さの背景には、先にも触れた自民党と支持団体の方針として「権利」を軽視する姿勢がうかがえます。

日本にはすでに差別を禁止する法律は多数存在しています。男女雇用機会均等法、アイヌ政策推進法、障害者基本法、障害者差別解消法では、それぞれ差別の禁止を謳っているにもかかわらず、なぜ性的マイノリティの差別は禁止しないのでしょうか。

そもそも、「差別の禁止」といっても、①差別禁止と規定するのみで、罰則などがないもの。②差別禁止を規定した上で、行政に差別の相談があり、実際にそれが差別だった場合、行政から指導できるようにするもの。③差別禁止を規定した上で、例えば解雇を無効と明記するなど、強い効力を持つもの。④差別禁止を規定した上で、違反すると刑事罰に問われるもの。というように、法律の実効性はさまざまなバリエーションがあるといえます⁽¹⁵⁾。

当初の差別禁止法であっても、理解増進法であっても罰則規定は設けられていなかったのですし、「理解増進法」の当初案における「差別は許されない」という認識は、①未満の認識でしかありませんでした。にもかかわらず、「差別は許されない」という表記は消え、「不当な差別はあってはならないもの」(第3条)という不明瞭な表記に変更されました。

(14) 松岡宗嗣「なぜ「理解増進」ではダメか。「差別禁止」反対論の問題を解説」ヤフーニュース 2月21日記事。
<https://news.yahoo.co.jp/byline/matsuokakasoshi/20230221-00338191>。最終アクセス日：2023年6月30日。

(15) 同上記事。

(3) 学校教育現場が委縮させられないために

2023年6月に公布・施行されたこの「LGBT理解増進法」では、「学校」に関する記述があります。1つは、国の役割等（第4～6条）に関することとして、そしてもう1つが学術研究等（第9・10条）に関することとしてです。

事業主等の努力

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする⁽¹⁶⁾。

知識の着実な普及等

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする⁽¹⁷⁾。

当初、このような記述は、学校教育における性の多様性に関する取り組みを大きく後退させるのではと懸念されました。しかし、この点について、行政法を専門としている日本大学大学院教授の鈴木秀洋さんは「学校教育法の同様の規定は、学校教育を縛るものと解釈されていない」と述べており、LGBT理解増進法においても、学校での理解を広げる動きに介入できるものではないことを指摘しています。また、2023年6月15日の参議院内閣委員会でも、法案提出者の一人である公明党・國重徹議員は「保護者の協力を得なければ取り組みを進められないという意味ではありません」と答弁している点はおさえておきましょう⁽¹⁸⁾。

(16) 内閣府政策統括官「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行について（通知）」2023年6月23日。

(17) 同上。

(18) 毎日新聞「LGBT法、不明確な理念 当事者の期待と隔たり 問われる指針」2023年6月16日記事。
<https://mainichi.jp/articles/20230616/k00/00m/010/337000c>。最終アクセス日：2023年7月1日。

というのは、既に、理解抑制、差別増進をしようとしているパッシング派が、この記述をもとにして、学校教育に介入する動きをしているためです⁽¹⁹⁾。

先に見た「ここから裁判」の判決同様に、出来事だけをおさえて本質を知っていることで、現場でわたしたちが進める実践を委縮させないことに繋げることができるでしょう。

おわりに——すべての人のからだの権利を保障するために、 「わたし」ができること

からだの権利と教育に関わる国内の状況は、決して整っているとは言えません。しかし、私たちが確かに積み重ねてきた実践——教育実践と運動実践——は、多くのヒントを与えてくれます。

今一度、SRHRに関する議論に戻しましょう。季刊セクシュアリティ 107 号に掲載された斎藤文栄さん・福嶋雅子さんによる「『セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (SRHR) の新定義』のポイント」では、グッドマッハー・ランセット委員会の定義において「特に支援を必要とする人々」が明示されていることを指摘しています。そのような明示がある背景には、SRHR に関する固有のニーズがあるにもかかわらず、サービスを受けにくい特定の人びとがいるためです。

SRHR に関して固有のニーズを有する人々のグループ (報告書 Figure3:p.2652)

- ・男性・10-19 歳の思春期の若者・50 歳以上の人々・セックスワーカー
- ・避難民と難民・多様な性的指向、性自認、性的特徴をもつ人々
- ・障がいのある人々・薬物に使用する人びと
- ・人種・エスニックのマイノリティ、移民、先住民のグループ
- ・恵まれない境遇の人々 (貧困、農村地帯、低学歴、都市部のスラム在住など)⁽²⁰⁾

この報告書では、あらゆる性別に関わりなく、脆弱な立場に置かれている人びとの生涯にわたる SRHR、「からだの権利」が課題とされています。

(19) 松岡宗嗣さんは、次のように述べています。「すでに、トランスジェンダーへのパッシングを利用した、理解を阻害するための動きは起きつつある。今回の法律が審議された参議院内閣委員会では、与党側から『女性の安心安全を守る女性専用スペースを確保』するための議員連盟を立ち上げることが公言されている。しかし、まさに内閣委員会でのこのような発言をして、議員連盟の発起人にも名前を連ねている自民党の山谷えり子議員は、『性教育』パッシングの急先鋒であり、『ジェンダー』という言葉にも反対していた人物のひとりだ。選択的夫婦別姓にも反対し、反 LGBTQ の動きを展開する旧統一教会や神道政治連盟から応援を受けていることも指摘されている」。松岡宗嗣「LGBT 理解増進法が成立。『多様な性』尊重の流れを止めないためにできること」ヤフーニュース 6 月 19 日記事。https://news.yahoo.co.jp/byline/matsuokasoshi/20230619-00354384。最終アクセス日：2023 年 7 月 1 日。

(20) 斎藤文栄・福嶋雅子「『セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (SRHR) の新定義』のポイント」『季刊セクシュアリティ』107 号、2022、14 頁。なお、原文では「男性」についても触れられていますので、ここでは書き加えています。

上記のリストにある人びとのからだの権利はどれほどまでに保障されているでしょうか。決して十全に保障されているわけでないだけでなく、むしろ積極的な侵害＝差別がなされていることは、一目瞭然でしょう⁽²¹⁾。

私たちが重視してきた包括的性教育は、生まれてから亡くなるまでの一生涯にわたって行われる教育実践です。そして、そこで対象とされるのは、いわゆる「普通」の人びとだけではありません。

そもそも「普通」とは何を指すのか。ここでは「マジョリティ＝抑圧者」(パウロ・フレイレ)にとって労なくして得られる優位性のことを「普通」だと考えていないでしょうか。

固有のニーズを抱えている人々のからだの権利を保障するためには、1つに「合理的配慮」が必要です。すでに生きづらい状況におかれている人に対して「手厚い保障」をしていくことは、これまで教育現場でも取り組まれてきた「支援」に関わる点です。

その一方で、同時に、社会自体の歪みを変革していく必要があります⁽²²⁾。つまり、積極的にこの社会の歪みを変えていくために、マジョリティこそが自分の立場性を問い直すこと——マジョリティが「特権」をもって生きてこなかったか⁽²³⁾——から、わたしたちの実践を始める必要があるということです。

「可哀想なマイノリティ」を支援する、その前に、そもそもマイノリティの生きづらい社会環境を私たち自身がつくっている・温存していないか。マイノリティの足を踏みながら、その足の存在に気付かずに、「支援」という名の手を差し伸べていないのか。「差別はたいいてい悪意のない人がする」⁽²⁴⁾。これは、ベストセラー書のタイトルですが、まさに、社会における自分自身の立場性を問うことから実践を始めてみませんか。

既に、性教協においてもそのような「マジョリティの問い直し」につながる性教育実践は行われてきました。その一つが1988年から1991年まで組織されていた「同性愛プロジェクト」による「性の多様性」に関する教育実践です⁽²⁵⁾。

この「同性愛プロジェクト」は、いまから30年以上前に、既に性の多様性に関する教育実践をしていました。しかも、その内容は、「可哀想なマイノリティ」を理解しましょう・支援しましょうという内容ではなく、「かれらを生きづらくしているのはわたしたちマジョリティではないのか」ということを子ど

(21) 枚挙に暇がありませんが、昨年の大会の基調報告で挙げられていた点だけでも次のような問題があげられていました——ウクライナ情勢。防衛費増額、コロナ禍におけるヤングケアラー問題、経済的貧困といった「政治、経済」問題。子どもの虐待・子どもの自殺。性的いじめ。等。これらの問題が十分に解決されていないことに加え、一般社団法人 Colabo へのバッシング、トランスジェンダー・バッシングの激化など、新たに／継続した問題も多く存在し続けています。以上の問題の多くが、日本国内に限る問題ではないことも、連日のニュースで明らかなおりで。

(22) 飯野由里子・星加良司・西倉実季『「社会」を扱う新たなモード——「障害の社会モデル」の使い方』生活書院、2022。

(23) ダイアン・J・グッドマン『真のダイバーシティをめざして—特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育』上智大学出版、2017。

(24) キムジヘ著『差別はたいいてい悪意のない人がする』大月書店、2021。

(25) 堀川修平 2022 前掲書。

もたちと考える実践であったのです。

「同性愛プロジェクト」は、その活動の集大成として『新しい風景』という冊子を作成し、性教協内でも販売しました。その歴史は時代と共に忘れられてしまっていますが、その冊子のまとめである「新しい出発へ」を今一度見ておきたいと思います。

異性愛を基盤に置いた従来の体系をそのままに、「同性を愛する人たちもいる」としたのでは、異性愛優位の発想に変わりはないことになります。〔中略〕わたしたちが同性愛を視野に入れた性教育を、と考えたときには、日常的な前提部分から、同性愛の視点を置かなければ、意味がないのです。そのためには、自分がいままで持っていた世界観や認識を根本的に組み直し、そのうえで教育の体系をつくらなくてはなりませんから、そう簡単な作業ではありません。けれども、真に新しいものを受け入れるということは（同性愛者自身にとっては新しくもなんともないのですが、少なくとも、異性愛者もしくは異性愛社会の観点しかなかった者、そして、性教育にとっては、まさに新しいことなので、あえてこう表現しますが）一真に新しいものを受け入れるということは、自分自身を新しくすることなのではないでしょうか⁽²⁶⁾。

すべての人のからだの権利保障のための包括的性教育を広げていくために、そして「未来をひらく」包括的性教育にするために、まず自分自身とこの社会との関係性を見つめなおすことが必要ではないでしょうか。

私たち性教協の性教育実践は、今も昔もそのような実践になるようにチャレンジを重ねてきたはずで、歴史を振り返りながら、「未来をひらく」性教育実践にチャレンジするきっかけとして、皆さんと一緒に、本大会を実りのある学びの機会にして参りましょう！

(26) “人間と性”教育研究協議会同性愛プロジェクト編『新しい風景』1991、159-160 頁。

堀川 修平（ほりかわ しゅうへい）
埼玉大学特別研究員。性教協幹事。専門はジェンダー・セクシュアリティ教育実践・社会運動実践の歴史。主な著書として『気づく 立ちあがる 育てる—日本の性教育史におけるクリアベダゴジー』（エイテル研究所、2022）、『「日本に性教育はなかった」と言う前に—ブームとバッシングのあいだで考える』（柏書房、2023）。

